

J AWW（日本女性監視機構）会則

（前文）

この会則は、JAWW（日本女性監視機構）の運営に必要な事項を定める。

（名称）

第1条 本会は、JAWW（日本女性監視機構）と称する。
英文表記は Japan Women's Watch とする。

（事務所）

第2条 本会は、事務所を当分の間、代表宅におく。

（目的）

第3条 本会は、APWW（Asia Pacific Women's Watch）と連携し、ジェンダー平等を基礎とした女性の地位向上の推進をめざして国内外で活動することを目的とする。

（活動）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) APWW の運営委員会等に日本代表を送る。
- (2) 上記日本代表には代理を定めておく。
- (3) CSW において次の活動を行う。
 - 1) サイドイベントを外務省、他団体と共催する。
 - 2) 若者を支援する。
 - 3) その他
- (4) NGO レポートを作成し、国連等へ提出する。なお、NGO レポートの作成に当っては、各論併記を原則とする。
- (5) 政府、自治体、国会、裁判所、政党、関係機関等へ意見等の申入れを行う。
- (6) 以上のための学習および情報交換を行う。
- (7) その他目的を達成するために必要な活動を行う。

（構成および会員）

第5条 本会は第3条に賛同する個人および団体で構成する。

- 2 個人および団体の入会は役員会の承認を必要とする。
- 3 会員は会費を納入しなければならない。金額については会費細則で定める。
- 4 団体会員は、代表として2名の登録を可とする。

（総会および意思決定）

第6条 総会は意思決定の最高機関であり、年1回代表が招集する。総会は会の活動報告および収支決算報告、新年度の活動計画および収支予算案、役員選出ならびにその他の重要事項について審議、議決する。

- 2 総会の形式は、集会または電磁的方法によるものとする。
- 3 集会による総会の議長は、総会当日出席会員の中から選出する。
- 4 議決に関しては、出席者の過半数をもって議決とする。

（役員）

第7条 本会を運営するため役員は、顧問を除く10名以上15名以内とし、次の役職をおく。役員は個人会員のみとする。
代表 1名 副代表 3名 事務局長 1名 会計 2名 無任所役員 3～8名
顧問 若干名

(役員の仕事)

- 第8条 代表は、会の仕事を総括し、会を代表する。
- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは職務を代行する。
 - 3 事務局長は、会の仕事を総括する。
 - 4 会計は、収支予算および決算の仕事をを行う。

(監事)

- 第9条 本会に監事2名をおく。監事は代表が委嘱する。
- 2 監事は次に掲げる職務をを行う。
 - (1) 本会の会計を監査し、総会において報告すること。
 - (2) 会務について不整の事実を発見したときは、会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするため、必要があるときは、臨時総会の招集を請求すること。
 - (4) 役員の仕事執行の状況または会の財産の状況について、役員会に意見を述べることができる。

(顧問)

- 第10条 顧問は、代表経験者が代表の委嘱を受けて就任し、相談を受け、助言することができる。

(役員会)

- 第11条 役員会は第7条の役員をもって構成する。
- 2 役員会は総会への提案事項をとりまとめ、決定された事項の推進をはかる。
 - 3 役員会はAPWWの運営委員会等に日本代表を派遣する。

(役員の仕事)

- 第12条 第7条の役員候補者の仕事は、個人会員の中から自薦または他薦に基づき役員会で行い、総会で審議、承認する。

(任期)

- 第13条 役員の仕事は2年とし、再任は妨げない。
- 2 役員は任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務をを行う。

(会計年度)

- 第14条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

- 第15条 本会の経費は、会費および寄付金その他の収入をもって充てる。

(事務局)

- 第16条 本会の仕事を処理するため、事務局をおくことができる。
- 2 事務局員は、代表が委嘱する。

(退会)

- 第17条 退会は、本人からの文書による届け出とする。
- 2 年会費が2年間納入されないときは、本人の意思を確認の上退会とする。また、3年間連絡がないときは退会とする。

(補則)

- 第18条 この会則の改定は、総会の承認を必要とする。
- 付則
- 1 この会則は、2001年7月19日から施行する。
 - 2 この会則は、2005年6月7日一部改定施行する。
 - 3 この会則は、2007年6月5日一部改定施行する。

- 4 この会則は、2012年6月29日一部改定施行する。
- 5 この会則は、2019年6月14日一部改定施行する。

会 費 細 則

第1条 会則第5条2による会費は、次の通りとする。

(1) 個人会員

- | | |
|----------------|--------|
| ① 一般 | 5,000円 |
| ② 学生・年金受給者・その他 | 3,000円 |

(2) 団体会員 10,000円

(3) 会費は、毎会計年度初めに納入しなければならない。

(4) 年度の途中、10月1日以降に入会した場合には会費の半額を納入することとする。

第2条 この細則の変更は、総会の承認を必要とする。

付則

この細則は2001年7月19日から施行する。

この細則は2020年6月20日一部改定施行する。